

帰国生徒の受入について

1 本校(中野東中)の特色

(1) 本校は中野区立第三中学校と第十中学校が統合し、平成30年に開校しました。

統合校の第三中学校が昭和49年より帰国生徒受入校であった歴史から、新校の中野東中学校も帰国生徒を受入しております。令和5年2月現在で、帰国生徒は全校生徒の16%程度在籍しております。



(2) 本校では、日本の学校生活に早く親しめるように学区域の生徒と同じクラスで受入を行っています。そのため、各学年に帰国生徒コーディネーターの教員を配置し、適応の促進を図るための教育相談を随時実施しています。

(3) 教科の学習への適応の基礎となる日本語の習熟を高めるため、生徒の状況と保護者の希望をもとに、平常授業の取り出し日本語指導や放課後の個別指導も行っています。

(4) 帰国生徒の英語力保持を目的に、外国人講師(ALT)を招いた国際交流教室を月に1回、放課後約1時間程度実施しています。帰国生徒が集まり、英語でゲームしたり、プレゼンテーションをしたり、楽しい時間を過ごしています。

(5) 定期考査では、必要に応じてルビふり問題用紙の対応や辞書持ち込み、考査時間の延長等、個別に応じた別室受験等の配慮を行っています。

(6) 年間3回(4月、9月、3月)に帰国生徒保護者会を開催し、卒業生の保護者から高校進学に向けた保護者の準備を教えていただいたり、保護者同士の交流の場をつくり、情報交換を行っています。

(7) 帰国生徒とは、海外から直接本校へ編入する生徒のことを指していますが、帰国後、他の小学校に入学し、中学校から本校への入学を希望している方もいます。帰国後の期間などもありますので、教育委員会と相談の上、入学できるか決定します。

(8) 現在学校は、東京メトロ丸ノ内線、都営大江戸線中野坂上駅から徒歩1分の場所にあります。生徒の通学の安全面を考慮し、通学が可能だと判断できる居住地からの生徒を、教育委員会と相談の上、受け入れています。

2 受入までの手続き

- (1) 本校では、転入・編入希望の生徒・保護者に対して、学校説明及び学校見学を随時受け付けております。ご希望の方はご連絡ください。

担 当	副校長 西田 知之
電 話	03-3362-5236
メー ル	9157@city.tokyo-nakano.lg.jp

- (2) 本校に転入・編入希望の場合、帰国後の住所により受入手続きが異なります。本校の学区域に住所がある場合には問題ありません。
- (3) 本校に4月当初中学校1年生として入学を希望する場合、本校の学区域に住所がある場合は問題がありませんが、学区域外に住所がある場合は、(2)と同様になりますので、ご相談ください。

3 学区域内に住所がある場合（新しく家を購入し、予定の場合）

- (1) 区役所での住民登録の際、本校を指定した「転入学通知書」が交付されます。保護者用以外の2枚を学校に提出してください。
- (2) 『教科書給与証明書』等を学校に提出してください。
※ 海外より転入される場合で『教科書給与証明書』をお持ちでない場合は、その旨をお申し出ください。また、外務省等から給与された教科書をお持ちの場合は、教科書会社名をご連絡ください。
- (3) 学区域内に住所がある場合は、学校長の許可は必要ありませんが、転入・編入後の生活についてご相談しますので、上記の手続き前に学校長との面談を行います。学校へご連絡ください。

4 中野区内で本校の学区域外に住所がある場合（予定を含む）

- (1) 学校長との面談を行います。その後、中野区教育委員会と相談し、本校入学の可否が決定されます。
- (2) 中野区の住民登録及び教育委員会への手続き
※ 中野区役所1階 住民登録の窓口にて住民登録を行ってください。
※ 中野区役所5階 学校教育課学事係にて、区域外就学願をご記入、ご提出ください。

※ 理由の欄の記入例（帰国生徒の場合）

本人が帰国生徒であること。

適応上の必要で、帰国子女受け入れ態勢の充実している中野東中に通学させたい。

(3) 以上の手続きが終了すると「転入学通知書」が交付されますので、保護者用以外の2枚を学校に提出してください。

(4) 『教科書給与証明書』等を学校に提出してください。

※ 海外より転入される場合で『教科書給与証明書』をお持ちでない場合は、その旨をお申し出ください。また、外務省等から給与された教科書をお持ちの場合は、教科書会社名をご連絡ください。

5 中野区外に住所がある場合（予定を含む）

(1) 学校長との面談を行います。通学時間等について相談します。その後居住地の教育委員会と中野区教育委員会とが相談し、本校入学の可否が決定されます。

(2) 居住地の市区の住民登録及び教育委員会の手続き

※ 住民登録を行い、住民票を取得してください。

※ 居住地の教育委員会に、中野区の学校(中野東中学校)に転入する旨を伝えてください。

※ 理由の欄の記入例（帰国生徒の場合）

本人が帰国生徒であること。

適応上の必要で、帰国子女受け入れ態勢の充実している中野東中に通学させたい。

(3) 以上の手続きが終了すると「転入学通知書」が交付されますので、保護者用以外の2枚を学校に提出してください。

(4) 『教科書給与証明書』等を学校に提出してください。

※ 海外より転入される場合で『教科書給与証明書』をお持ちでない場合は、その旨をお申し出ください。また、外務省等から給与された教科書をお持ちの場合は、教科書会社名をご連絡ください。